

岩手県告示第903号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第2項の規定により、公有水面の埋立てについて次のとおり免許の出願があった。

なお、同法第3条第1項の規定により、当該出願に係る関係書類を平成21年12月4日から同月25日まで岩手県農林水産部漁港漁村課及び宮古地方振興局水産部漁港漁村課に備えておいて縦覧に供する。

平成21年12月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 免許の出願をした者の住所及び名称

(1) 住所 盛岡市内丸10番1号

(2) 名称 岩手県

2 埋立区域

(1) 位置 下閉伊郡山田町船越第13地割104番地及び110番地並びに第16地割65番地先水面

(2) 区域 船越漁港内における漁港原点を基点とし、基点から173度16分39秒 122.448メートルの点を1点とし、1点から160度52分09秒 61.948メートルの点を2点とし、2点から71度04分47秒 5.973メートルの点を3点とし、3点から160度59分04秒 11.763メートルの点を4点とし、4点から160度58分51秒 32.499メートルの点を5点とし、5点から160度54分40秒 46.273メートルの点を6点とし、6点から161度01分30秒 5.904メートルの点を7点とし、7点から159度51分56秒 2.068メートルの点を8点とし、8点から165度17分50秒 9.550メートルの点を9点とし、9点から250度54分07秒 9.346メートルの点を10点とし、10点から340度54分40秒 170.000メートルの点を11点とし、1から11まで及び1の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

(3) 面積 1,338.43平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

ア 2(1)と同じ。

イ 埋立地に築造する岸壁より20メートル以内の海面

(2) 区域 別紙図面のとおりに

(3) 面積 4,979.47平方メートル

4 埋立地の用途 漁港施設用地

5 埋立てに関する工事の施行に要する期間

(1) 着手期間 免許の日から起算して180日以内

(2) しゅん功期間 着手の日から平成25年3月31日まで

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県農林水産部漁港漁村課及び宮古地方振興局水産部漁港漁村課に備えておいて縦覧に供する。